

所得の申告時期になりました

【期間】2月16日(火)～3月15日(火)

申告は正しくお早めに!!
《問合せ》税務課 21-9045

平成27年分所得の申告時期となりました。平成27年1月1日から12月31日までの1年間の所得を申告してください。申告の対象は、所得税、個人事業税、市県民税、国民健康保険税です。



相談会場・時間は次ページの一覧表のとおりです。気軽に相談してください。

なお、事業規模の大きい方(所得金額がおおむね300万円を超える方)や不動産の譲渡所得、住宅借入金等特別控除を受ける方、青色申告をする方は、税務署で相談してください。

◎期限内に必ず申告を!

この申告書は、所得証明書、福祉医療(老人医療等)・児童手当の給付、保育所の入所や市営住宅入居などの手続きに必要な資料となります。申告

◎必要な書類・証明書・印鑑を忘れずに!

相談前には「平成28年度市民税・県民税申告のてびき」をよく読み、帳簿などを整理しておいてください。来庁時には、申告者本人が申告書を作成の上、必要な書類・証明書・印鑑を必ず持参してください。帳簿の整理ができていない場合や必要書類がない場合は、相談をお断りすることがあります。

また、3月15日の申告期限間近は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。できるだけ早めにお越しください。なお、市役所での申告相談は混雑します。所得税・消費税の申告をする方は、税務署やじばさんTAMINAなどでの申告相談を利用してください。

市県民税・国民健康保険税の申告

◎申告の必要な方

平成28年1月1日現在、本市に住所があり、平成27年中に所得のあった次の方
・国民健康保険加入世帯の方
〔低所得者軽減〕の関係で、所得の有無にかかわらず申告書の提出が必要な場合があります(※)

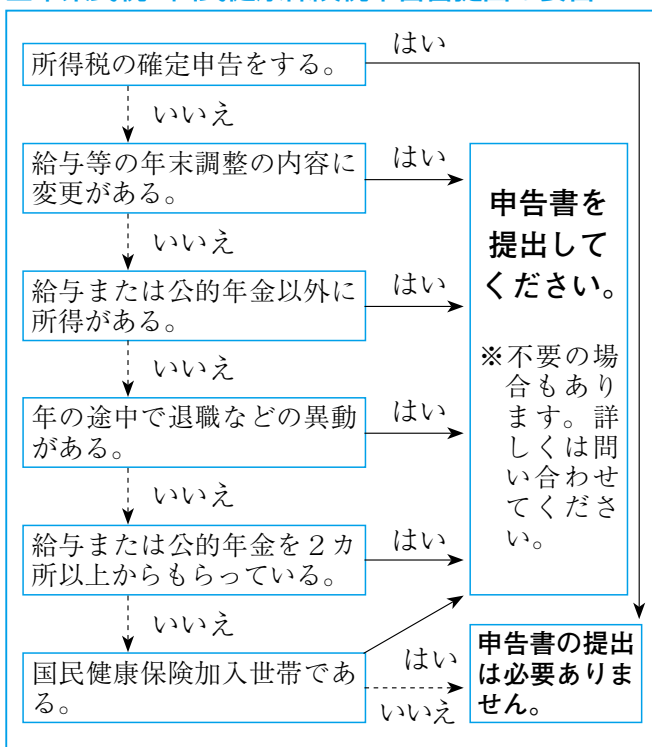
- ・給与所得の他に所得のある方
- ・2カ所以上から給与の支払いを受けた方
- ・雑損控除・医療費控除・寄附金控除の適用を受ける方

◎申告の不要な方

- ・所得税の確定申告をする方
- ・給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていて、他に所得がない方
- ・収入が公的年金のみの方
(年金額により申告が必要な場合があります)



■市県民税・国民健康保険税申告書提出の要否



◎75歳以上の後期高齢者医療対象者の方

税法では申告が不要な場合でも、後期高齢者医療の保険料を算定する上で、申告が必要な場合があります。詳しくは市民課に問い合わせてください。

◎確定申告・事前集合指導の廃止

例年2月上旬に、年金所得者を対象に本庁舎および各地域の庁舎で開催していた確定申告の事前集合指導は、本年度から廃止になりました。

◎市県民税申告書(兼国民健康保険税申告書)の配布

昨年市県民税申告書を提出され、今年も申告が必要と思われる方には、1月下旬に郵送します。



申告相談は、2月16日から3月15日まで、豊岡税務署、市役所本庁舎および各地域の庁舎などで開催していますので利用してください。

申告相談会場一覧表

申告相談会場	2月														3月														受付・相談時間
	16	17	18	19	22	23	24	25	26	29	1	2	3	4	7	8	9	10	11	14	15								
	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火								
豊岡税務署別館1階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(相談) 9:00~17:00							
市役所本庁舎2階大会議室 城崎庁舎 竹野庁舎 日高庁舎 出石庁舎 但東庁舎		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(受付) 8:30~16:00 (受付人数制限有) (相談) 8:30~12:00 13:00~受付分 終了まで							
じばさんTAJIMA 6階			●	●	●	●			●	●	●	●										(相談) 9:30~12:00 13:00~16:00							
城崎さとの湯1階				●				●				●																	
豊岡市商工会竹野支部1階		●									●																		
豊岡市商工会日高支部2階			●	●			●	●				●																	
豊岡市商工会出石支部1階				●	●				●	●		●																	
但馬ちりめん振興館			●			●						●																	

※◎印は所得税の確定申告、●印は税理士による所得税の確定申告(土地・建物・株式等を売却された所得、贈与税や相続税、山林所得に関する指導・相談は行っていません)、○印は市県民税・国民健康保険税の申告(所得税の申告も可)の相談を行います。申告期限が近づくとも混雑が予想されますので、早めに相談にお越しください。
 ※市役所での申告相談の午前の受付は午前11時30分までです。人数制限をしていますので、早めに受付を終了する場合があります(夜間相談・休日相談も人数制限をします)。
 ※豊岡税務署は、駐車場に限りがあります。お越しの際は、できるだけ公共交通機関を利用してください。なお、申告会場の混雑状況・相談内容によっては時間がかかることがあります。できるだけ午後4時ごろまでにお越しください。

《夜間・休日相談》

区分	月日	相談会場	受付時間
■夜間相談	2月26日(金)	本庁舎2階大会議室、城崎庁舎、竹野庁舎、日高庁舎、出石庁舎、但東庁舎	18:00~20:00 (受付人数制限有)
■休日相談	3月6日(日)		8:30~11:30 (受付人数制限有)

平成27年分農業所得の申告について

◎農業所得申告は正確に!!
 農業所得は収支計算で申告してください。
 農業以外に給与所得などの所得がある方は、各種所得を合算して申告してください。

収支計算をする際には「農作物に係る販売代金」「各種補償金交付金」「耕作代」「農産物の家事消費」などの収入の計上漏れに注意してください。
 また、収支計算する際の土地改良費は、賦課金が10アール当たり1万円以上の場合、賦課金に含まれている永久資産相当分が必要経費として認められません。賦課金が1万円以上の土地改良区等の控除額は下表のとおりです。

この表にない土地改良区等の賦課金は、10アール当たり1万円未満です。支払った賦課金額を必要経費として計上してください(豊岡地域以外では1万円以上の土地改良区はありません)。

また、支払額の分かる帳簿・領収書等は必ず7年間保管してください。

地域	名称	控除額	
豊岡	中郷土地改良区	10,024円	
	福江土地改良区	経常・事業分	10,796円
		一般分	22,684円
	森津土地改良区	特別分	20,966円

◎記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大
 平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました。個人の白色申告者のうち、農業も含む事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税および復興特別所得税の申告の必要がない方も対象)は、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)を閲覧いただくか、豊岡税務署に問い合わせてください。

《問合せ》豊岡税務署
 ☎22-12144